

## 平安末・鎌倉期の大隅国衙領について

田中, 健二

<https://doi.org/10.15017/2231025>

---

出版情報 : 史淵. 117, pp.63-90, 1980-03-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 平安末・鎌倉期の大隅国衙領について

田 中 健 二

- 一 はじめに
- 二 大隅国衙領の概観
- 三 鎌倉時代の大隅国衙領
- 四 大隅国衙領の支配体制
- 五 おわりに

## 一 はじめに

十二世紀から十三世紀にかけての時期は従来、庄園制の最盛期として扱われていた。しかし、今日明らかにされつつあるように、すべての土地が庄園化していたわけではなく、庄園と同質化した公領と庄園とが相半ばしながら、安定的に併存するという体制がより一般的な時期であったといえよう。そこで、このような体制を網野善彦氏<sup>(1)</sup>にならって、庄園公領制とよんでおきたい。このような庄園公領制下において、国衙は石母田正氏<sup>(2)</sup>が指摘されたように二つの側面を有している。第一は国内の庄園と対立した意味での公領<sup>(3)</sup>、国衙領を支配する側面であり、第二はその国内の庄園と公領とに平均に課税を賦課し（二国平均の役）、一国惣検注を実施するなどの一国単位でまとめいく主体として現われるときにみられるところの、より高次の権力の側面である。第一の側面は、国衙機構を構成する在庁官人によ

る国衙領の私領化の問題から把握されるものである。大山喬平氏の研究<sup>(4)</sup>にみるように、平安時代後期において、在庁官人は自らの職掌に従いつつ、国衙周辺の旧来の郷を分割し、それぞれの私領として別名を形成して行き、在庁官人であるとともに一個の在地私領主としての性格を兼ね備えるに至り、国衙を中心として在地領主制の展開が開始されることになった。これは庄園公領制の基礎をなす中世的所領の成立を意味するものである。他方、国衙は第二の側面を有しているゆえに、石井進氏<sup>(5)</sup>が指摘されたように、鎌倉幕府の全国的支配体制が基礎づけられるには、国衙機能の掌握、具体的には国衙機構を構成する在庁官人の把握が不可欠の前提となったのである。

本稿では、大隅国の場合を取り上げ、右に述べた国衙の持つ第一の側面について大隅国衙領に即して考察することにした。なお、鎌倉幕府の大隅国衙支配については別に考察を加えたので本稿では触れないことにする。

(注)

- (1) 竹内理三氏編『土地制度史』I (『体系日本史叢書』六) 第四章、荘園公領制の形成と構造
- (2) 「鎌倉幕府一國地頭職の成立―鎌倉幕府成立史の一節―」(石母田正・佐藤進一氏編『中世の法と国家』所収)
- (3) 「国衙領における領主制の形成」(『史林』四三卷一号)
- (4) 『日本中世国家史の研究』
- (5) 拙稿「鎌倉幕府の大隅国支配についての一考察―守護所と国衙在庁を中心に―」(『九州史学』第六五・六七号)

二 大隅国衙領の概観

まず、大隅国衙領の概観について述べておく必要がある。大隅国については「大隅国注進<sup>(6)</sup>国中惣田数寺社庄公領并本家領所地頭弁済使等交名事」と書き出す、建久八年(一一九七)六月日付けの在庁官人の注進によるいわゆる大隅国建久図帳写<sup>(7)</sup>(以下、建久図田帳と略称)が伝来されており、鎌倉時代初頭においての一国規模での庄園、公領の配置

や庄園領主、在地領主の種別を知ることが可能である。本章では、この建久凶田帳をおもな素材として大隅国におけるの庄園公領制の展開の中で国衙領の占める位置について概観することにした。

建久凶田帳の記載によれば、国衙領は「国方」もしくは「国領」と称され、曾野郡・小川院・桑東郷・桑西郷の四郡郷院に存在したことが知られる。ここではこれらの郡郷院のうち、曾野郡を取り上げ、郡の内部構成と庄公領の種別を検討してみよう。次に掲げるのが建久凶田帳における曾野郡の記載である。

近郷

曾野郡二百廿九丁四段大

正宮領五十六丁一段 本家八幡 地頭掃部頭

御供田十四丁七段

寺田十五丁七段

国方所当弁田

万徳五丁二段丁別十疋

恒見廿丁五段丁別十九疋三丈

国方

公田八十二丁

重枝廿丁 郡司藤原篤守所知

重富三十三丁 税所藤原篤用所知

件兩名依令私奉寄於正宮、耕作御佃三丁也

用松十五丁 藤原篤頼所知

平安末・鎌倉期の大隅国衙領について（田中）

平安末・鎌倉期の大隅国衙領について(田中)

六六

弟子丸五丁 田所建部宗房所知

重武三丁 税所藤原篤用所知

元行五丁 権大掾建部近信所知

寺田九丁六段半弘性灯油新

経講浮免田五十三丁六段大 聖朝府国御祈禱祈、於正宮御宝前、講衆各募、

府社五丁七段 大府御沙汰

島津御庄永利廿三丁三段三丈 殿下御領 地頭衛門兵衛尉

冒頭に「近郷」と記されているのは国衙近郷の意と解せられる。最初にみえる「正宮」とは曾野郡に隣接する桑西郷に鎮座している大隅国一宮の大隅正八幡宮(現鹿児島神社)のことであり、当時その社領は大隅国惣田数の四割以上の面積を占めていた。御供田・寺田は正宮領の不輸地である。同様なものに小神田・御服田・大般若などがあつた。

国方所当弁田については、弥勒寺喜多院所領注文に「所当官物弁済国庫、苧桑島地子宮御領」と記されており、雑役免の半不輸地であつたことが知られる。また、正宮領半不輸地においては鎌倉時代中期に至るまで国衙正税官物の徴収が維持されていたことを史料から確認できる。<sup>(4)</sup> 次の「国方」は小川院・桑東郷・桑西郷において「国領」と記されている箇所と相当し国衙領のことを指している。これには公田・寺田・経講浮免田・府社が含まれ、公田以外はすべて不輸地であつた。これらの不輸地のうち、寺田は建久凶田帳においては集計の際に正宮領の不輸地に算入されており、また、経講浮免田については「於正宮御宝前、講衆各募」と注記されているように、両者は正宮領の不輸地に準じた性格のものである。府社については「大府御沙汰」とされているように、大宰府管轄下の神社として府領の範疇に属している。<sup>(5)</sup> 最後にみえる「島津御庄永利」は隣接する小川院内の島津庄永利と合して島津庄寄郡曾小川村を形成している。舟越康寿氏、<sup>(6)</sup> 工藤敬一氏などの研究から知られるように、島津庄寄郡は所当は国司、領家に二分し、公

事は領家に属するという、特殊雑役免の半不輸地であった。また、大隅国の寄郡にあっては、平安時代末期以来、半不輸地であるにもかかわらず、検田は庄官によって行われ、所当物は国衙よりも領家側に優先的に納められるという状態にあった。

以上に述べたように、曾野郡は国衙領の公田と不輸地、正宮領の半不輸地と不輸地、烏津庄領の半不輸地の五種類の田地から構成されている。これとまったく同じ構成となっているのは、曾野郡と同様に、建久図田帳において「近郷」と称されている小川院である。また、大隅国衙近傍の烏津庄領として稀有な存在である永利を右の構成から除けば、桑東郷・桑西郷が曾野郡・小川院と同じ構成のものとなる。大隅国にあっては、これらの四郡郷院のほかに全て正宮領もしくは烏津庄領化していたことが建久図田帳の記載から明らかである。この四郡郷院のみに国衙領が存続している基本的要因は、この地域が国衙近傍として大隅国内において特殊な地域であることに求められよう。もともと大隅国衙は『倭名抄』に「和銅六年割日向国四郡、置大隅国、天長元年停多嶺島、隸大隅国、管八、(中略)桑原<sup>国</sup>」とあるように、律令制下では桑原郡に置かれていた。この桑原郡が律令制的郡郷制から中世的郡郷制への改編に伴い、桑(原)東・西郷に分割されたことは容易に推測しうる。事実、中世において桑東郷に「桑原」の地名があったことが史料から知られ、律令制下の郡名との一致をみせている。分割後、桑東・西どちらの郷に国府が所在していたのかは不明であるが、現在、大隅国衙所在地に比定されている国分市府中を四方から取り囲む形でこれらの四郡郷院は存在している。一般的に国衙近傍の地域は一国内で国衙権力が最も浸透していたとみられるから、この四郡郷院のみ国衙領が存続しえた原因は国衙領を分割所有する在地領主と国衙との関係において明らかにされよう。

次に、国衙領の分割所有について検討を加えよう。はじめに取り上げた曾野郡の例から知られるように、大隅国内の国衙領は公田と不輸地とに大別され、公田部分は別名に分割されている。国衙領公田においての別名とその所有者を整理すれば次掲の表のようである。

大隅国衙領の別名と所有者

郡・郷・院	別名	所有者	備考
曾野郡	重枝 重富 重用松 弟子丸	郡司 藤原篤守 税所 藤原篤用 藤原篤頼 田所 建部宗房 権大掾建部近信 税所 藤原篤用	正宮に「私」寄進 同前
小川院	廻村弟子丸 元武元行	田所 建部宗房 執行 建部清俊 権大掾建部近信	
桑東郷	武安丸 主丸 元行	新大夫建部高清 紀大夫良房 僧 覚慶	良房は後に権大掾 時房は諸司檢校
桑西郷	公田	郡司 則貞	後に則貞名となる

この表からうかがわれるように、国衙領内の別名の所有者のほとんどは、税所、田所などの在庁官人や郡司などの国衙権力に連なる在地領主であって、これらの別名は在庁別名の性格を有していたとみられる。これら在庁官人、郡司らは国衙機能を分掌するとともに、別名の名主として国衙領を分割所有していたといえよう。<sup>10)</sup>ところで、国衙領の存続について留意するとき注目を引くのは、曾野郡重枝・重富兩名についての建久凶田帳の注記である。建久凶田帳では兩名について「件兩名依令私奉寄於正宮、耕作御佃三丁也」と記されている。この記載をもとにして別名名主・

国衙・正宮の関係について述べておこう。『噲啖郡地誌備考』<sup>(41)</sup>上巻所収の税所氏系図によれば、「兩名の所有者の藤原篤守、同篤用は兄弟であることが知られる。また、兄弟の父である篤房について「奉寄于正八幡宮応保三年曾於郡御佃米三十六石」との注記がなされている。正宮に寄進された半不輸地に佃米が課せられたことは、正宮領禰寝院南俣内佐多村について、「於佐多村者、先祖之時、正八幡宮社寄進之間、御佃米令進宮者也」と同村領主建部定親が注進していること<sup>(42)</sup>から明らかである。また、寄進が行われたとされる応保三年（一一六三）の前年には、篤房は大隅国台明寺住僧等から寺領押領を大宰府に訴えられたことが『台明寺文書』<sup>(43)</sup>によって知られるから、篤房が所領保持のために正宮に寄進するに至ったことは十分に考えられる。以上のことから、兩名についての建久畠田帳の注記は次のように理解されよう。寄進の行われた応保三年当時、すでに重枝・重富の兩名は成立しており、別名単位での寄進がなされたのにも拘らず、国衙はそれを「私」の寄進としていまだ承認していないことである。大隅国において、その起源を最も遡りうる別名は桑東郷主丸名であるが、その史料上の初見は応保二年であって、桑東郷に隣接する曾野郡において、当時重枝・重富兩名が成立していたと想定する傍証となる。

正宮社領の形成については別に論じたいので、ここでは詳論しないが、半不輸地の形成について結論のみ述べる。概ね次のようである。まず、正宮領半不輸地は建久畠田帳において各郡郷院を通じて万徳・宮永・宮吉などの称を以て記されている部分と、公田として一括されている部分とに大別される。前者は神事用途の徴収や修理役の賦課などの特殊な役割を果たすために、十二世紀前半に正宮神官の主導の下に買得や国司による寄進などの手段を通じて形成されたものである。後者は前者に遅れて十二世紀後半に郡司（郷司・院司）や別名名主などの在地領主による寄進によって形成されており、郡郷院や別名の公田部分がそのまま正宮領の半不輸地となったものである。篤房による重枝・重富兩名の寄進は後者の一例である。

ここで、平安時代末期から鎌倉時代初頭にかけての正宮と国衙在庁官人との関係をみておけば、当時の一宮と国衙



との関係に出る一般的なもののほかに、次のような事例が知られる。保安二年(一一二二)頃、権大掾であった建部親助は正宮の貫主であり、その伯父の権大掾建部頼清は正宮の御馬所檢校を兼ねていた。<sup>63)</sup>また、鎌倉時代の初頭においては国衙檢非違所惣官の大藏吉平(後親平)が同じく正宮御馬所檢校を兼ねていた例がある。<sup>64)</sup>建久凶田帳においては、建部親助から頼清に売却された禰寝院南俣、および大藏吉平が郡司であった加治木郷はいずれも正宮領半不輸地となっており、正宮とこれらの在庁官人の結びつきの強固さを示している。これらの例から、正宮と国衙在庁官人とは密接な関係にあったとみてよいであろう。

正宮と国衙在庁官人との関係が右のようであるとき、建久凶田帳において、建部親助の子孫とみられる権大掾建部近信や、建部頼清の子孫である執行建部清俊、新大夫建部高濤などの建部氏一族の国衙近傍において所有する別名がいずれも国衙領に留まっていることは注意を要する。平安時代末期以来の建部氏一族の所領という性格を同じくしながら、禰寝院南俣は正宮領化し、これらの別名は国衙領に留まることになった原因は、建部氏一族と国衙・正宮との関係の中で明らかにされねばならないが、基本的には一国内においての両者の地域的条件の違いに求められよう。つまり、国衙の遠隔地と近傍地についての国衙の対応の仕方の違いから両者の差異が生じたと考えられる。国衙近傍地の庄領化に対して国衙からの抑止力が働いていたことは、篤房の重枝・重富兩名の正宮への寄進が、あくまで「私」の寄進として扱われ、国衙が承認していないことに如実に示されている。前に述べたように、正宮領半不輸地においては鎌倉時代中期に至るまで国衙正税物の徴収は維持されていたのであるから、国衙領の正宮領化に対する抑止の直接的原因は国衙による諸公事徴収の維持であったと考えられる。以下では平安時代末期から鎌倉時代にかけての大隅国衙領での正税官物・諸公事の徴収方式を検討することでその支配体制を明らかにしたい。

## (注)

- (1) 本稿では五味克夫氏が史籍集覧本(『改定史籍集覧』第二十七冊)などの諸本を校合された「大隅国建久凶田帳小考」諸本の

校合と田数の計算について」(『日本歴史』一四二号)に掲げてあるものを使用する。

- (2) 大隅正八幡宮そのものを取り上げた研究に、中野幡能氏著『増補版八幡信仰史の研究』第三章第四節があり、社領の形成、支配構造の研究としては、五味克夫氏の「薩摩国建久岡田帳雑考―田数の計算と万得名及び「本職」について―」(『日本歴史』一三七号)、「大隅国正八幡宮領吉田院小考」(『文学科論集』六号)、「正八幡宮領加治木郷について」(『鹿児島中世史研究会報』三二号)、「大隅正八幡宮社家小考」(『竹内理三博士古稀記念会編』『続荘園制と武家社会』所収)など、塩満郁夫氏「大隅正八幡宮について」(『鹿児島中世史研究会報』八号)、「森本正憲氏「薩隅の万得領について」(『大分高専研究報告』一一号)などがある。
- (3) 『石清水八幡宮史』第六輯二〇四頁
- (4) 弘安八年十月日建部定親所領注文案(九州史料叢書『禰寝文書』一、九三三号)
- (5) 正木喜三郎氏「府領考」(『竹内理三氏編』『九州史研究』所収)
- (6) 「荘園における不輸権成立の一過程―半不輸について―」(『経済史研究』二九編五・六号)
- (7) 「鎮西島津庄の寄郡について」(『国史論集』所収、後に工藤氏著『九州庄園の研究』所収)
- (8) 大隅国においての中世的郡郷の初見史料は治暦五年(一〇六九)正月廿九日藤原頼光所領配分帳案(『禰寝文書』一、一号)であり、祢寝院・小川院・桑東郷・桑西郷・吉田院などの『倭名抄』にみえない郡郷院が記されている。
- (9) 応永十一年五月廿一日大隅国衛守公神年中行事注文案(鹿児島県立総合資料館蔵『調所氏家譜』写真版)
- (9) 藤岡謙二郎氏著『国府』大隅国の項
- (10) 大山喬平氏「国衙領における領主制の形成」(『史林』四三卷一号)
- (11) 鹿児島県立総合資料館蔵『禰寝文書』
- (12) 弘安八年十月日建部定親所領注文案(『禰寝文書』一、九三三号)
- (13) 応保二年五月十五日大隅国台明寺住僧等解(『鹿児島県立総合資料館蔵『旧記』三九号、以下、『旧記』と略す)
- (14) 応保二年四月二日僧真寂護状(『旧記』三九号)
- (15) 保安二年正月十日大隅国権大掾建部親助解(『禰寝文書』一、二号)保安二年六月十一日大隅国正八幡宮政所下文(同前、三号)
- (16) 鹿児島県立総合資料館蔵『始良郡地誌備考』上巻写真版所収末吉郷加治木氏系図、文治三年十一月日大隅国正八幡宮神官等解(『禰寝文書』一、九号)

(四) 五味克夫氏「大隅の御家人について」(上)(『日本歴史』二二〇号)

### 三 鎌倉時代の大隅国衙領

本章では大隅国衙領内の別名の一つである桑東郷武安名を中心にして、鎌倉時代の別名の支配形態を考察し、それを通じて大隅国衙領の性格を明らかにしたい。

武安名は建久凶田帳に「武安六丁 宗新大夫建部高清所知」とみえており、所有者の建部高清は禰寝院南保佐汰村十丁の領主としても名がみえている。まず、武安名の平安時代末期から鎌倉時代にかけての相伝関係を述べておこう。承元四年(一一二〇)五月日の大隅国在庁官人等解には次のように記されている。

大隅国在庁官人等解 申請 国裁事

請被殊任尼心妙解状旨、為同妹尼西念、不帯指證文、成非論由子細状、

右、心妙解状併、(中略)件注文内、古川田并次上判官代田、彼母堂所領由注申条謀略也、親父故税所清貞存生時、心妙得分讓狀明白也、不及異論処、琳覚注進之、以一察万歎、右、謹檢案内、親父故清貞存生之時、子息男女并妻女処分之内、東郷武安名心妙得分也、又清貞妻女得分永谷村許也、爰尼西念得分禰寝南保内山本村名田也、(以下略)

これにより、武安名は税所清貞からその娘(尼心妙)に譲与されたことが知られる。また、清貞がその妻女に桑東郷永谷村を譲与したのは久安四年(一一四八)のことであるから、心妙への武安名の譲与もその頃であったと思われる。ここに見える税所清貞とは、天承二年(一一三三)四月二十五日の大隅国司解に「正六位上行大掾建部清定」と署判している者にあたり、大隅国の在庁官人であった。建久凶田帳にみえる建部高清のち、武安名は清貞の兄弟頼高の子孫とみられる建部姓佐多氏に相伝されている。

鎌倉時代に入ってからからの相伝關係を簡単に述べておけば、建長五年（一二五三）には、領主の建部親高が処領未処分のまま死去したために、幕府はその子宗親に「禰寝院佐多村内田地肆町、桑東郷武安名田伍町柒段大狩倉拾箇所」を配分し、その後、宗親もまた処領未処分のままに死去したため、弘安四年（一二八一）に再び幕府はその子定親に佐多村および武安名の宗親知行分の五分三、石王丸に同じく五分二を配分している。

はじめに触れたように、武安名は在庁官人建部氏の所領として現われ、また、天福二年（一二三四）八月日の大隅国司庁宣案によれば、当時の武安名の所有者建部親高は税所檢校であったことが知られるから、武安名は在庁官人建部氏の別名という性格を持っていたとみられる。鎌倉時代の初期においては武安名の支配形態を示す史料に恵まれていない。まず、弘安八年（一二八五）十月日の建部定親所領注文案(9)によって当時の知行形態をみてみよう。

大隅国御家人佐多村内西方本地頭弥九郎建部定親謹言  
注進祢寝南俣内佐多村并桑東郷武安名田地事

合

一 佐多村内貳町捌段内 正八幡宮半不輸御領

（中略）

一 桑東郷武安名六丁内半不輸御領

正八幡宮貢進田三段

件田地者、国司御拜任始、自国衙被切進于正八幡宮間、下地共不相綺、名主一向社家進止也、同浮免経田一丁  
令弁済于国衙以段二正一所当  
物、経講供祈令勘合許也

二 丁八段加舎弟石 本名定親知行  
王丸分定

一 丁四段 東郷郡司義通知行

平安末・鎌倉期の大隅国衙領について（田中）

平安末・鎌倉期の大隅国衙領について（田中）

七四

三段 姫木大夫入道々西知行

非御家人分

三段 正宮所司権執印法橋永円

三段 同所司庁檢校円秀

三段 星加丸駿川房

六段木作 主神司恒久後家

右件所領者、代々賜 関東御下文、所令知行也、（中略）武安名者一円国領也、依之、任去二月廿日関東御教書并千葉太郎殿御施行旨、注進言上如件、

弘安八年十月 日

建部定親

この年の二月二十日、幕府は関東御教書を以て九州諸国の守護に管国の田文を注進するよう命じている。この所領注文案がその命令に応じたものであることは、本文に二月二十日の関東御教書と当時の大隅守護千葉太郎（宗勝）の施行の旨に任せて、とみえることから明らかである。この注文案によれば、武安名の田数は六丁で内訳は御家人知行分四丁五段、非御家人分一丁五段である。貢進田は建治二年（二七六）八月日大隅国石築地役配符案（四）の例から知られるように除田であり、経田（三）経講田は浮免であるから田数に入らない。この所領注文での武安名の田数が建久図田帳のそれと一致していることから推測されるように、この田数は公田数である。幕府へ注進される田文作成のための所領注文であるから、公事賦課の単位としての公田数が記されたと理解される。定親が実際に知行している田地は二丁八段に過ぎず、他の三丁二段は他人の知行となっている。武安名内の田地五段が売却されていたことを示す史料があるから、これらの他人知行分はおそらく売却あるいは譲与などによって生じたものと考えられる。

それでは、このように分割知行されている武安名の支配形態はどうであろうか。次に、同じく建部定親の弘安九年

(二二八六) 閏十二月日の重申状を取り上げ、武安名の支配形態を考察してみよう。次に全文を掲げる。

「如申状者、尤有其謂、早任傍例、可被配分当名諸公事六分一於之状如件、

目代権寺(寺カ)「花押」

桑東郷武安名主建部定親重言上

欲早被停止東郷郡司義通偽陳、任国例、蒙国庁御支配、義通知行分当名六分一仏神事以下諸公事等事、

件条、如義通陳状者、嫡子親高女子仁相分時、女子分一丁所寄于諸公事等国作田、大所弁来也云々、此条以外虚誕

也、当名者、国作無之、厨家田四段被宛置内三段本名一段義通領分也、国衙文書明白也、仍弁来事于今無相違之処、

不宛当名国作弁来之由、載于陳状之条奸謀也、抑当名色々濟物公事内御庁御膳所雜七者、本名与義通領分各年勤仕

之、殘濟物公事、使ニ弁物等六分一、自親父篤通之時、至義通弁勤来之処、被引募厨家書生雜免之間、彼此自本名

依入田地其代、可有沙汰之由、雖令申之、無承引、又殘仏神事并本役亦雖令催促、難渋之間、無未進本名仁依被付

御使、任国例傍例、可被御庁支配之由、可令言上也、爰義通知行者、字阿宇毛内六段河副八段以上一丁四段也、当

名者、又田數六丁也、国衙文書明鏡也、然而本名小分有餘田之間、義通領分六分一、自篤通之時、可令弁勤也、次

義通所進当名田地坪付注文不存知、以何文書令注出哉、被召正文欲令披見哉、次例名以下色々新田等事、自国衙被

宛置之条、為領主雖為難堪、為国例之間、不申及之、此条者不及私問答、次郡司得分抑留之由事、藏司蒞者宰府使

方弁分也、御藏召物又使分也、但此物等者、依為難免、當時者不濟之、又因檢行騰役事使分也、所詮為国例上者、

被停止義通偽陳、為蒙国衙御支配、重言上如件、

弘安九年閏十二月 日

この中状は、武安名の名主定親が、桑東郷郡司大中臣義通の同名内に知行している田地一丁四反について、武安名に課せられる仏神事役などの諸公事の六分の一を国衙の支配として義通に勤仕させるよう請うたものであり、目代の

外題によって認可されている。武安名においての諸公事收取のあり方を、傍線を施した部分の記載にもとずき整理すると次のようになる。

(一) 当名の色々の済物・公事のうち、御庁御膳所雑事は定親領分の本名と義通領分とで各年勤仕している。  
(二) 残りの済物・公事・国使への弁物などは全体の六分の一を、義通の親父篤通のときから義通に至るまで勤仕してきた。

(三) 本名に三段、義通領分に一段を厨家書生雑免田に引募られたので、代りの田地を本名から義通領分に入れて、公事を収めるように申したのに承引しない。

(四) 義通未進分の仏神事・本役などの公事を催促したのに、難渋してしまったので、未進のない本名に国使を付せられている。

(五) この上は国例、傍例に任せて、国衙から義通に諸公事を支配してほしい。

この内、(四)に関しては少し補足せねばなるまい。次に掲げる文保二年(一一三一)八月十三日の大隅国目代法橋盛範請取状<sup>44)</sup>は、武安名五分の三についての正税官物の請取状である。

(複製件)  
「目代法橋盛範請取状 桑東郷武安名事」

大隅国桑東郷武安名五分三之方、正和四五文保元以上三ヶ年正税官物<sup>除仏神役人給大等皆納畢、仍請取之状如件、垣築庁造等現役</sup>

文保貳年八月十三日

法橋(花押)

これから知られるように、正税官物の徴収は武安名という別名を単位として直接に行われている。仏神役・人給・大垣築・庁造などの公事が除かれている理由はそれが「現役」であるからにはかならない。別名の名主は自らの知行している田数に関係なく、別名を単位として正税官物・諸公事などを国衙に納めているわけである。そのために(四)に記されているように本名に国使を付せられる、すなわち、本名主が国衙より催促されるという事態が起ることになる。

右の整理からいえるように、別名名主は売却、譲与などにより別名内の田地が他人の知行となった場合にも、本名主としてその田地分の正税官物や諸公事、いわゆる本役公事を知行者から徴収し国衙に納める義務があり、もし、知行者が本名主に対し未進したときには、自らそれを負担しなければならなかったのである。

傍線部(六)の解釈は難解であるが、概ね次のようであろう。義通の知行分は一丁四段で、武安名は六丁であることは国衙文書に明らかである―この田数は前掲の定親の所領注文書のそれと一致している。であれば、義通領分の公事負担は武安名全体の六十分の十四であるべきだが、本名に弱干の余田があるので、(六十余田)分の十四として義通領分の負担を全体の六分の一に押えている、ということである。定親の所領注文書を検討した際に触れたように、これらの田数は公田数であるから、別名内部での公事賦課は公田数にもとずいてなされるのが本来の方式であったとみられる。そして、この事態が示すように、別名内部での収取関係においては公田数を用いての公事賦課という公田支配の原則がすでに崩れていたのである。

以上の考察から、本役公事の収取に關しての別名名主＝本名主と国衙および別名内の他の知行者との関係を要約すれば次のようである。別名名主は本名主として、別名内の他の知行者に対して別名全体に賦課された本役公事を公田数に応じて配分し徴収を行い、国衙に対しては別名全体の負担すべき本役公事の納入を請け負う立場にある。もし、他の知行者が本名主に対捍し、その知行分に相当する本役公事を徴収しえない場合には、本名主は国衙に対し「国庁御支配」を請う、すなわち、国衙権力の発動を要請して対捍している知行者に本役公事の弁済を強制することになるのである。

武安名の場合を中心にして鎌倉時代の別名の支配形態を考察したが、右の要約から知られるように、大隅国の別名は、この他方において平安時代末期から鎌倉時代にかけて顕著にみられる本名体制をその支配原理としていたことが明らかである。本名体制の骨子は本役公事の収取単位の固定化にあると考えられるから、たとえ、別名内の田地が売



却・譲与などによって別名名主の所有から離れたとしても、その田地は独自の徴税単位とされることはなく、やはり、本名主の手によって本役公事の徴収が行われることになる。武安名が実際には多くの領主によって分割知行されているのにも拘らず、名全体が建部定親の所領として注進されていることの意義はそこに求められる。平安時代末期におけるの別名の形成と本名体制の成立との関連については次章において考察することにした。

次に、建部定親の重申状から知られる武安名の雑公事などを中心にして、国衙領内の別名が国衙に対して果している役割を考察しよう。定親の重申状によれば、武安名には正税官物のほかに仏神事以下の諸公事や色々済物公事が課せられ、例名以下の色々料田が設定されていたことが知られる。以下、順を追って取り上げてみよう。まず、仏神事については、正宮の放生会陳頭役など一宮神事の奉仕や社殿の修造が課せられていたとみられる。これは一国平均の役として大隅国内の庄公領に共通したものである。国衙領に固有の課役としては国衙守護神である守公神社の神事奉仕が挙げられる。色々済物公事のうち、「御庁御膳所雑七」は「御庁膳所入物」ともよばれており、国衙膳所の雑事料とみられる。このような課役としては、外に「国庁御所作」とよばれる国衙の修造役があったことが知られる。「使二弁物」とは公事収納に当る国使の得分物であろう。次に、東郷郡司義通が郡司得分の抑留として訴えているものに、蔵司茜・御蔵召物・国檢行騰役がみえている。蔵司とは大宰府の官衙の一つで調庸の収納を職掌としているものである。「宰府使方弁分」とあるように、大宰府の課役であろう。御蔵召物・国檢行騰役はいずれも「使分」とされているから、国衙課役とみられる。前者については「但此物等者、依為雑免、当時者不済之」とあるように、雑役免として免除されていたことが知られる。国檢行騰役は国衙檢注の際に賦課される雑事料の一種であろう。正応四年（二二九一）十一月日の大隅国台明寺領田注文案には「東郷郡司方々檢田雑事、段別二升弁之」とみえており、郡司得分となっていたと推測される。また、大隅国の正宮領半不輸地と国衙領においては、鎌倉時代を通じて四箇年一度の国司初任檢注の際の雑事料が徴収されている。

次に「例名以下色々新田事、自国衙被宛行之条、為領主雖為難堪、為国例之間、不中及之」<sup>63)</sup>とみえていることから、別名内に国衙によって種々の料田が設定されていたことが知られる。前掲の定親の所領注文案によれば、武安名内に正宮の眞進田三段と浮免経田一丁とが存在している。眞進田については同注文に「件田地者、国司御拜任始、自国衙被切進于正八幡宮間、下地共不相綺、名主一向社家進止也」と記されているように、国司初任参拜用途として正宮に切進められており、下地・名主職ともに社家の進止に属するという性格のものである。浮免経田は前に触れたように、正宮の経講免田として不輪地に属している。このほか、国衙領内には小神田などの正宮領不輪地があったことが知られる。これらの料田は、定親が「国衙より宛行わるるの条、領主として堪え難きたると雖も、国例たるの間、申すに及ば」<sup>64)</sup>と述べているように、例名として国衙により一方的に設定されたものといえよう。

次に、武安名内に「厨家田」<sup>65)</sup>、「厨家書生雑免」<sup>66)</sup>が引き募られていたことが知られる。これは傍線部③の記載が示すように、本名主はその田地について別名にかけられた公事を徴収しえず、支給された在庁官人が雑公事を取るという性格のものである。平安時代末期においての在庁官人への給免田としての公廨田の系統を引くものとみられる。建長三年(一二五二)二月日の調所藤原恒久解<sup>67)</sup>によれば、税所、惣切手、厨家書生、調所書生などの在庁官人に国司より給免田が支給されていたことが知られる。厨家田はその一つであるから、これらの給免田は国衙領内の別名に引き募られていたとみてよいであろう。

前章で述べたように、国衙近傍の別名の庄領化は国衙によって規制されていたのであるが、その直接的原因は以上の検討から明らかになったと思われる。国衙領内の別名には、国衙膳所雑事料や国衙所作などの国衙機能維持のための雑公事が賦課されており、また、国衙によって例名以下の料田や、在庁官人の給免田が設定されていることが示すように、国衙近傍の別名は、いわば国衙の膝下所領としての経済的基盤の役割を果していたのである。

(注)

- (1) 『鎌倉遺文』一八三七号
- (2) 久安四年五月九日前大隅掾建部清貞田島議状(『禰寝文書』一、八号)
- (3) 『大日本古文書』家わけ第四、石清水家文書五、宮寺縁事抄
- (4) 在庁官人建部氏の所領所有形態や相伝關係については義江彰夫氏の「在地領主における所領所有とその歴史的性格」(『歴史学研究』三四三号)に詳論してある。
- (5) 建部氏の一支流である佐多氏については、小園公雄氏の「大隅国御家人佐多氏の支配關係」(『日本歴史』二六七号)に詳しい。
- (6) 建長五年十二月廿八日將軍家政所下文案(『禰寝文書』一、五五号)
- (7) 弘安四年六月二日關東下知状(『禰寝文書』一、八五号)、弘安六年五月日執印大法師某下文(同前、八七号)
- (8) 『旧記』三七八号
- (9) 『禰寝文書』一、九三号
- (10) 弘安八年二月廿日關東御教書案(『旧記』八六四号)
- (11) 『旧記』七七二号
- (12) 元亨三年三月十八日建部信親本物返田地沽却状(『禰寝文書』一、一六五号)
- (13) 『禰寝文書』一、九九号
- (14) 『禰寝文書』一、一五四号
- (15) 文永十一年九月日の佐多宗親跡所領注文案(『禰寝文書』一、八一号)によれば、武安名のうち、佐多氏の所有する實際の田数は三町九段小であったことが知られる。
- (16) 公田支配の概念については、入間田宣夫氏の「公田と領主制」(『歴史』三八輯)を参照。
- (17) 水上一久氏著『中世の社会と莊園』第三章本名体制と惣領制
- (18) 仁治二年十一月一日北条朝時袖加判右衛門尉家康奉書(『禰寝文書』一、五〇号)、正応四年十一月日台明寺領田注文案(『旧記』九四六号)などにみえている。
- (19) 正応元年(一二八八)のものとみられる島津庄官等解(『旧記』八九三号)に正宮の造管役が薩・隅・日三国の一國平均の役であったことが記されている。

- (20) 応永十一年五月廿一日大隅国衙守公神年中行事注文(鹿兒島県維新史料編纂所蔵『調所氏家譜』写真版)
- (21) 正応四年十一月日台明寺領田注文(『旧記』九四六号)、同注文案にみえている「九月九日国斤菓子」などがそれに当らう。
- (22) 同前
- (23) 蔵司茜について正木喜三郎氏は大宰府への特貢納物で直納されるものとされている。(「府領形成の一考察」『西日本史学』一八号)。
- (24) 『旧記』九四六号
- (25) 建治元年十二月廿二日建部清綱護状(『彌寝文書』一、八二号)ほかに所見している。なお、永享三年三月日大隅国留守所下文(九州大学国史学研究室蔵『薩藩旧記雜録前編』二六六卷)は国司初任檢注の勘料を諸郡郷院に賦課したものであり、室町時代におけるの檢注勘料徴収の一史料となる。国司檢注の性格については、宝月圭吾氏「中世檢注における一、二の問題」(『信濃』十卷五号)に詳しい。
- (26) 文永十一年二月廿八日建部親綱所領注文(『彌寝文書』一、八〇号)
- (27) ほかの別名における例に、前出の台明寺領田注文案に重久名内小山田四段に關し「厨家米弁之」うとみえているものがある。
- (28) 鎌倉時代中期において、安芸国衙領に在庁官人の給田(公麻田)が設定されていたことを石井進氏が指摘されている(「平氏鎌倉兩政権下の安芸国衙」『歴史学研究』二五七号)。
- (29) 『旧記』四八九号

#### 四 大隅国衙領の支配体制

鎌倉時代中期の大隅国衙領においては、本名体制がその支配原理とされていたことを前章で述べた。本章では、平安時代末期の国衙領におけるの別名の形成と本名体制の成立との関連を明らかにしよう。

平安時代末期の大隅国において、別名の形成を物語る事件が起こっている。それは保元年間(一一五六―五九)頃、曾野郡住人の篤房が曾野郡半郡を分領したという事件である。応保二年(一一六二)五月十五日の大隅国台明寺住僧等

解<sup>1)</sup>によれば、同寺領の毎年二季彼岸之勤并燈油料田二町六段と三箇日夜不断常行三昧料園一所・田地六段とは、正宮執印行賢が篤房の祖父篤定および檜前篤季の田地を買得し、同寺へ寄進したものであった。ところが篤房はこれらの寺領は先祖の寄進したものと偽わり、新開加作分の領知を大宰府に申請し同寺領を押し領するに至ったのである。

住僧等の訴えにより、篤房の押し領は停止されたのであるが、この解で注目を引く記載は次の部分である。

而今篤房雖為篤定末孫、不受継郡司職、私訴阿多平権守忠景、以彼之武威、乍置相伝郡司、分領半郡事、僅及四五箇年之間、謀計之心甚、欲分取経多年寺領田、

ここで、郡司職を受け継がず、私に阿多忠景に訴え、彼の武威によって半郡を分領したとされている篤房は税所氏の祖先である藤原篤房に疑いない。前に述べたように、建久図田帳にみえる曾野郡司藤原篤守と税所藤原篤用とはとも篤房の子である。<sup>2)</sup>曾野郡内に篤守、篤用の兄弟が重枝・重富・重武などの別名を所有していることから、篤房の曾野郡半部分領という行為は別名形成に直接に結びついていると考えられる。郡司職を受け継がず相伝の郡司を置きながら、半郡を分領するという自体が、郡司の持つ公的な郡内管轄権によらず、他の権限によって所領が形成されたことを示している。この場合、当時、薩摩、大隅両国にわたって反乱を起し、「一國惣領」<sup>3)</sup>したとされる阿多忠景に、篤房が「私」に訴えたという台明寺住僧等の表現は象徴的である。この事件は石母田正氏によって内乱期の在地情勢を示すものとして取り上げられたが、<sup>4)</sup>別名形成を物語るものとみれば、より鮮明なものとなる。

右の事件から、大隅国においての別名形成の時期は、ほぼ十二世紀半ばに求められる。以下、この時期に視点を据えて考察することしよう。前にも述べたように、薩・隅両国を通じて最もその起源を遡りうる別名は桑東郷主丸名である。主丸名は建久図田帳に「主丸五丁 字紀新大夫良房所知」とあり、所有者の紀新大夫良房は承元四年(一一二一〇)五月日の大隅国在庁官人等解<sup>5)</sup>に「権大掾紀良房」とみえている。主丸名は在庁官人紀氏の別名といえよう。次に掲げるのが主丸名の初見史料である。<sup>6)</sup>

仏子真寂謹辞 讓与字不動丸田畠事

合

田地陸段

在桑東郷一条二里字竹原田陸段者

四至 東限三鉢堂峰 南限三鉢堂田大縄  
西限大河 北限三鉢堂峰

畠地壹所

在同郷葦上村字古川藪者

四至 東限主丸田 南限主丸田  
西限三鉢堂田 北限三鉢堂藪垣根

右、件田畠等、依為主丸先祖相伝私領、子息不動丸所讓与実也、但致本役公事者、本名留了、雖然、為母於不致教養子息者、為母沙汰、可領知之状如件、

応保二年四月二日

仏子真寂 (花押)

嫡子紀助房 (花押)

この史料は応保二年(一一六二)、僧真寂がその相伝私領田地六段・畠地一所をその子に讓与したものである。真寂は国衙領内の私領主の一人であったとみられる。この記載が示すように、「主丸」とは真寂自身を指しており、この地方においての仮名の例から、主丸名は真寂の仮名に出るものとしてよい。また嫡子紀助房の姓名から建久凶田帳で主丸名の所有者紀良房との系累関係が推定される。真寂の私領がこの時点において名に編成されていたことは「但致本役公事者、本名留了」とあることから明らかである。また、この史料は、薩・隅両国において、本名体制の存在を示す本役公事の本名留保文言の初見のものであることに注意しておきたい。

薩・隅両国において、のちの別名に連る名の初見史料が同時に本名体制の存在を示す本役公事の本名留保文言の初

見史料でもあることは何を意味するのであろうか。そこで、所領の譲与や売却に際して譲与、売却部分についての本役公事を本名に留保するという本名体制についてしばらく考察してみよう。

惣領制との係わりから、この地方の本名体制を考察された水上一久氏は、その成立の契機を平安時代末期の名主層が名の所領化によって領主化しようとする変化に求め、それは名主と作手保有者(この場合、譲与、売却された田地の知行者を指す)との関係においてみられる純経済的な関係であり、名の收取組織の固定化という線から眺められねばならないものであって、とくに国衙・庄園領主という上部関係に規定されてくるものであると結論づけられている。また、前掲の僧真寂讓状については村川幸三郎氏<sup>(6)</sup>の分析がある。村川氏は、本役公事の本名留保文言のあることは、国衙の承認がえられない限り徴税単位としての名の分割が行われえなかったこと、名主の私領といえども名主は法的に公的な処分を名主自身として独自に行いえなかったことを逆に示しているものであり、公的な所領処分(売却、譲与)は国判がなされることによってのみ可能となるものであることを指摘されている。

両氏の結論に共通しているように、本名体制下では名の收取組織が固定化しており、譲与、売却された名内の田地が新たな徴税単位とされることはなかった。村川氏の指摘のように、公的な所領処分は国判がなされることによってのみ可能となったと推測される。ところが右の指摘にも拘らず、真寂讓状以降、薩・隅両国において所領処分に際して国司の加判がなされた例は管見の限りではまったくみられないのである。この事実はどのように理解すべきであろうか。そこで、真寂讓状以前の時期の所領処分を数例取り上げ、その違いを検討してみたい。

まず、所領の売却の場合についてみてみよう。大治五年(一一三〇)十二月廿八日の宗岡重武田地売券<sup>(9)</sup>によれば、本領主の仮名宗岡重武は「曾於郡二条二里二十七坪志町字墓町也」と条里坪付と字名によって表記される田地一丁を成心房(嚴禪)に売却している。この売券には奥に「件二条二里廿七坪一丁本領主沽券明白也、仍加署了」との郡判が加えられ、国司代とみられる人物が「任本主并郡司等判、可令領掌也」との外題を加えている。この田地を買得した

嚴禪は長承四年（一一三五）五月廿七日の売券<sup>104</sup>で仮名財田稻富に売却している。この際も条里坪付と字名による表記がとられ、「任沽券之旨、可領知之」との国司代の外題が加えられている。財田稻富は買得した田地につき国判を請うために、同年の六月に本領主宗岡重武と売主嚴禪の売券を副えて解文<sup>105</sup>を国衙に提出している。この際も、条里坪付と字名による表記がとられ、「有沽文之上、国郡与判明白也、仍在庁加署、但有訴者、可依券契也」との在庁官人連署の奥書と「任沽券之旨、可領掌之」との国司代の外題が加えられている。この曾野郡墓町一町の売却の例が示すように、郡内田地の公的管轄権はまず郡司にあつて、国衙はそれより上級の管轄権を有していたといえる。また、所有者が変わるごとに国衙からの承認が必要とされていたことも明らかである。

次に、所領の譲与の場合についてみてみよう。治暦五年（一一六九）正月廿九日の藤原頼光所領配分帳案<sup>106</sup>によれば、大隅国の在庁官人であつたとみられる藤原頼光は、権大掾頼貞ほかの子弟に、祢寝院・曾於郡・小川院・桑東郷・桑西郷・吉田院などの郡郷院に存在する「坪付抄帳」であらわされる田畠を配分したことが知られる。この配分帳案の本文には「但可蒙国判」との文言があることから、これらの所領の譲与が国判を受けて初めて公的なものとなることは疑いえない。

所領の処分の際して、国司、在庁官人などの加判がなされるのは譲与、売却のほかには寄進の場合がある。一例を挙げておこう。天承元年（一一三二）九月十七日の正官執印行賢寄進状案<sup>107</sup>によれば、行賢は買得した田地六段ならびに畠地一所を大隅国台明寺に寄進したことが知られる。それには「任寄文旨、早可為台明寺不断念仏僧供料田事」との国司代、在庁官人連署の證判が加えられている。この場合、国司代・在方官人らが加判しているのは、この田地と畠地とを台明寺の料田とすることを国衙が承認する、つまり、本役公事の免除を認めるためにほかならない。この例から考えると、所領処分の際して、郡司や国司代・在庁官人が加判を行なう必要があるのは、主として本役公事の徴収に関連しているといえる。



所領処分の際しての国衙による承認を本役公事の徴収と関連させて考えれば、真寂讓状において既に国衙の承認が必要とされていない理由が理解できよう。真寂讓状以前の時期の売券・讓状などでは条里坪付によって該当する田地が表示されていた。このような条里坪付のみによる所領処分においては、新たに所有したものに、国衙より直接に本役公事の賦課がなされると考えられるのに対し、真寂讓状にみるように、名の一部としての所領処分においては、名主が本名として処分された所領の本役公事を本名に留保することで国衙に対し請け負っていることになるから、もはや国衙の承認を必要としないのである。

本名体制の成立とは、国衙領内の私領主が所領を名に編成し自ら本名主として国衙に対し徴税を請け負うという新たな国衙領支配体制の成立を意味する。前章で明らかにしたように、別名名主は本名主として別名内の本役公事の納入を国衙に対し請け負っていることを考えれば、薩・隅両国においての別名の形成は本名体制の成立によって初めて公的なものとなったといえよう。大隅国においての本名体制成立の時期は、所領処分の際、国衙の承認が必要とされたことを示す最後の史料である財田稻富解の年次長承四年(一一三五)から、本名体制の存在を示す初見の史料である真寂讓状の年次応保二年(一一六二)の間に求められる。

別名の形成は本名体制の成立により、初めて公的・法的な承認の根拠を得ることになったが、別名の形成が国衙から承認されるには、まず郡司の持つ公的な郡内領域支配権をのり越えることが必須の条件となったと考えられる。本名体制という国衙領の徴税請負制度の成立の中で変質したとはいえ、律令制地方行政機構の末端に連なり公的な郡内領域支配権を持つ郡司が、郡自体を自らの所領化するのとは別名の形成よりも容易であったとみられる。十二世紀半ばの大隅国において急速な伸展をみせる島津庄の拡大が、まず「寄郡」として郡そのものの寄進に始まっていることは郡司による郡の所領化を示すものである。はじめに触れた、藤原篤房が郡司職を受け継がず反乱者阿多忠景に私に訴えて半郡を分領したという事件は、郡司以上の権力により別名の形成を図っている点で示唆的である。大隅国の国衙

近傍に別名が集中し、その多くが在庁官人の所領であったことも、別名の形成が郡司より上級の権力者によって行われたことを示しているよう。

以上の考察から、大隅国においての別名の形成は、十二世紀半ばにおいて本名に本役公事を留保し、国衙に対し徴税を請け負うという本名体制が成立したことで、初めて国衙の公的な承認をうけることになったといえる。前章の考察の結果をあわせて考えれば、平安時代末期から鎌倉時代の大隅国衙領の支配体制は本名体制をその支配原理としていたことになる。別名名主は本名主として国衙権力のバックアップを受けて本役公事の徴収を維持しているから、その性格は国衙権力に求心的なものへと規定されていくことになる。平安時代末期以来、別名名主として史料にみえるものの多くが在庁官人・郡司などの国衙公権を有するものであったことの意義はこの点から理解されよう。そのゆえにこそ、鎌倉時代中期以降、国衙権力の弱体化に伴い、本名体制による別名の支配体制も解体して行くことになるのである。<sup>(9)</sup>

(注)

- (1) 『旧記』四〇号
- (2) 『噲啖郡地誌備考』上巻所収税所氏系図
- (3) 建保五年八月日源宗久愁状（『入来文書』入来院家文書一二八号）
- (4) 「内乱期における薩摩地方の情勢について」（石母田氏著『古代末期政治史序説』所収）
- (5) 『鎌倉遺文』一八三七号
- (6) 『旧記』三九号
- (7) 「本名体制と惣領制」（水上氏著『中世の社会と荘園』所収）
- (8) 「古代末期の辺境における徴税単位について」（『法政史学』六号）
- (9) 『旧記』一六号

- (10) 『旧記』二二号
- (11) 『旧記』二二号
- (12) 『彌寝文書』一、一号
- (13) 『旧記』一七号、寄進を行った正宮執印行賢については五味克夫氏の「薩摩国建久田帳雑考―田数の計算と万得名及び『本職』について―」（『日本歴史』一三七号）に詳しい。
- (14) 安元三年（一一七七）四月日の右近衛府政所下文（『平安遺文』三七八七号）によれば、当時、薩摩国牛屎院において国吉なるものが国衙在庁官人や島津庄官と語らって郡司元光の名田を押妨するという事件が起っている。薩摩国建久田帳（『大日本古文書』家わけ第十三、島津家文書之二）では国吉は同院内光武名の名主として院司元光と並んでおり、安元年間の国吉の郡司名田への押妨が別名の形成過程で起こったことを示している。この場合、安元元年（一一七五）八月日の右近衛府牒に引かれた元光解において「郡内田島山野併無相違可知行郡務」と表現された、元光の郡司としての郡内領域管轄権は名主国吉により否定されるに至ったとみられる。
- (15) 工藤敬一氏「鎮西島津庄の寄郡について」（工藤氏著『九州庄園の研究』所収）前章で取り上げた武安名は、永仁二年（一二九四）六月一日の建部定親・ゆしん連署譲状（『彌寝文書』一、一一三号）により、定親からその子信親に譲与されている。正和四年（一三一五）十月十日建部信親避状（同前、一四九号）によれば、信親は「両方之御公事勤仕難渋」のために、武安名五分の三の田島山野を「当名嫡家祢寝郡司清保」に去り渡したことが知られる。前掲の定親重甲状において崩壊の兆しをみせていた本名体制による別名の支配が、鎌倉時代末期に至り、ついに破綻したことを示すものである。その際、「当名嫡家」の祢寝郡司建部氏に去り渡すことで、建部氏一族による武安名の所有が維持されていることは注目される。本名体制と惣領制との関連については本稿で触れる余裕がないが、若干の見通しを述べておこう。大隅国の場合、国衙によって本名主の権限が保障されているという意味での本名体制は、ほぼ弘安年間を境として惣領制の一族支配体制としての本名体制へと変質して行くように思われる。鈴木国弘氏が「本名権の『限界』に関する一試論」（『日本歴史』一八一号）において説かれたように、惣領制は本名体制を骨子として本名権を強化する目的を以て発展的に成立すると考える。
- (16) 『旧記』二二号

## 五 おわりに

平安時代末期から鎌倉時代にかけての大隅国衙領について考察を行ったが、その結果をまとめれば次のようである。大隅国においては十一世紀半ばまでに律令制的郡郷制から中世的郡郷制への改編が行われ、ほぼ十二世紀半ばを目度として中世的所領としての別名が形成されている。別名の形成は大隅国の場合、本名に本役公事を留保することによって本名主が国衙に対し徴税を保証するという本名体制の成立によって初めて国衙からの公的な承認を受けることになったといえる。その場合も、在地領主による別名の形成が国衙から承認されるためには、郡司（郷司・院司）の持つ旧来からの公的な郡（郷・院）内領域支配権をのり越えることが必須の条件となっている。大隅国衙領において別名形成の主体となったものが在庁官人およびその一族であったことはそのような在地領主と郡司（郷司・院司）との対抗関係に根ざすものといえよう。

また、武安名の場合から知られるように鎌倉時代中期に至るまで本名体制は大隅国衙領の支配体制として存続していた。ここでは別名名主は本名主として別名内田地の知行者に対して別名全体に賦課された本役公事を公田数に応じて配分し徴収を行い、国衙に対しては別名全体の負担すべき本役公事の納入を請け負う立場にあったのである。別名名主は国衙権力のバックアップを受けて別名全体の本役公事の徴収を維持しているために、その性格は国衙権力に求心的なものへと規定されることになる。平安時代末期以来、大隅国において別名名主として名のみえるもののほとんどが在庁官人・郡司などの国衙公権を有するものであったことの意義はこの点から理解される。

大隅国衙領内の別名には国衙機能維持のための諸公事が賦課され、また、国衙によって種々の料田や、在庁官人の給免田が設定されていることからいえるように、国衙近傍の別名はいわば国衙の膝下所領とみなしうるものであり、国衙にとつての経済的基盤の役割を果していたのである。鎌倉時代を通じて大隅国衙領が存続し、まがりなりにも本

役公事の徴収が維持された要因は右に述べた国衙領の性格に求められよう。

なお、大隅国においての庄園公領制展開の中で、国衙領の占める総合的な位置については、大隅正八幡宮の社領形成を検討する際にあわせて考察することにした。